

# 税の申告はお早めに

## 申告が必要な人

- 町民税申告書、所得税申告書が送付された人は申告してください。申告書が送付されなかった人でも次に該当する場合は申告が必要です。
- ①前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人
  - ②給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかにも所得(農業・不動産・譲渡など)がある人。
  - ③前年中に所得がなかった人で、他の親族の扶養になっていない国民健康保険加入者。
  - ④給与所得者で年末調整が済んでいない人(平成18年中に会社を退職した人など)、または年末調整に誤りがあった人。
  - ⑤前年中に所得がない人でも

## 申告に必要なもの

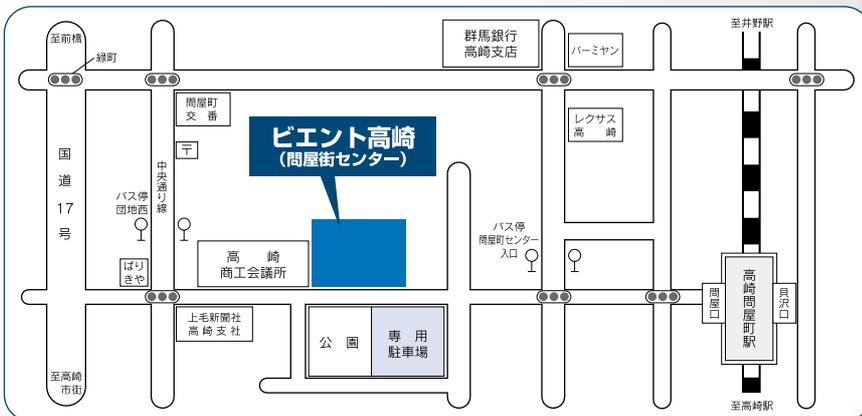
- 所得証明や非課税証明などが必要になる人(園児の保護者、児童扶養手当、福祉医療などで証明が必要になる人)は、申告がないと証明書が発行できないので申告が必要です。
- ⑥その他、右記以外に申告が必要な人(医療費控除、住宅借入金等特別控除などに該当する人)
- 申告書(送付されている人)・印鑑
- 【収入関係】**源泉徴収票(報酬、年金など)・賃金支払報告書(日雇者など)・営業所得者などは収入支出内訳書・肉用牛売却証明書・その他の収入証明書
- 【控除関係】** 社会保険料額の

## その他

- わかるもの・国民年金保険料控除証明書・生命保険料控除証明書・損害保険料控除証明書・その他の証明(障害者手帳、勤労学生の人是在学証明書など)
- ①新規に振替納税を利用する場合には、納税者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要になりますので持参してください。
  - ②還付申告者の還付金の受取りは、口座振替となります。申告者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号が必要となります。
- ▼問合せ先 役場税務課  
54・3111(内線136)

## 高崎税務署が行う確定申告会場は「ビエント高崎」

- 申告期間 2月1日(木)～ 3月15日(木)  
※土・日曜日および祝日は除く  
(ただし、2月18日・25日の日曜日は、開設されます)
- 受付時間 午前9時～午後4時
- 申告会場 ビエント高崎(問屋街センター) 高崎市問屋町2丁目7番地



**【所得税の還付申告と贈与税のご相談は2月1日～、所得税(譲渡所得含む)および消費税のご相談は2月16日～】**

■問合せ先 高崎税務署個人課税部門 ☎027-322-4630、027-322-4711(代表)

税の申告がもつすぐ始まります。町では「町民税」と「所得税」の納税相談を2月16日(金)～3月15日(木)まで開設します。

(詳細は5ページ表参照)

## 町県民税等申告相談日程

期 日	地 区	会 場 ・ 時 間
2月16日(金)	小倉全部	<p>◆会場 吉岡町コミュニティーセンター 2階・視聴覚室 (役場敷地内 南側建物)</p> <p>◆受付時間 【午前の部】 午前8時45分～11時30分 【午後の部】 午後1時～5時</p> <p>※申告期間中は駐車場・会場の混雑が予想されますので、なるべく世帯毎に地区指定日にお出かけください。</p>
2月19日(月)	上野原北部・上野原南部・塔の辻 (3区)	
2月20日(火)	上野田全部 (2区)	
2月21日(水)	北下北部・北下東部	
2月22日(木)	陣場全部・大藪・北下西部	
2月23日(金)	木戸・下八幡全部・北下南部	
2月26日(月)	根古屋・内手・諏訪	
2月27日(火)	万蔵寺・大町・両原・新田	
2月28日(水)	駒寄・駒寄台・瀬来	
3月1日(木)	上町・田瑞・三津屋全部・町営住宅	
3月2日(金)	大久保中町・溝祭南部全部	
3月5日(月)	大下町全部・下中町・大久保下町全部	
3月6日(火)	溝祭中部・溝祭北部	
3月7日(水)	下野田北部全部	
3月8日(木)	下野田原・宮下・下野田中部	
3月9日(金)	町内全域	
3月12日(月)	//	
3月13日(火)	//	
3月14日(水)	//	
3月15日(木)	//	

※申告期間は2月16日～3月15日ですが、土曜日・日曜日は申告相談は行いません。  
 ※身体の障害等により2階に上るのが困難な人や、申告書の記入が済んでおり提出のみされる人は役場1階の税務課窓口にて申告書をお預かりします。

年々申告者が多くなり、待ち時間が長くなる場合も考えられ、ご迷惑をお掛けすることがあると思いますが、ご協力ご了承をお願いいたします。  
 また、待ち時間短縮のため、申告書を作成できる人はご自身で作成してください。

▼**場所** 関東信越税理士会高  
 (正午～午後1時までを除く)  
 ▼**時間** 午前10時～午後3時  
 (水)※土・日曜日は開設されません  
 ▼**期日** 2月16日(金)～28日  
 (水)※土・日曜日は開設されません

### 2 税務指導所における無料相談

会 場	期 日	時 間
ピエント高崎 (高崎市問屋町2-7)	2月1日(木)～3月13日(火) ※土・日曜日・祝日、2月8日は開設されません。	午前9時～午後3時 (正午～午後1時までを除く)
茨川市役所(第2庁舎) (茨川市石原6-1)	2月16日(金) 2月20日(火) 2月27日(火) 3月6日(火) 3月13日(火)	午前10時～午後3時 (正午～午後1時までを除く)

### 1 税理士会による無料申告

## 税理士などによる申告相談

▼**その他** 相談の内容によっては低額な料金がかかることもあります。

▼**期日** 2月16日(金)～28日(水)※土・日曜日は開設されません

▼**時間** 午前10時～午後3時(正午～午後1時までを除く)

▼**場所** 関東信越税理士会高

▼**対象者** ①給与所得者で医療費控除の申告をする人②給与所得者で住宅借入金等特別控除の申告をされる人③平成18年中に中途退職した人などで年末調整が済んでいない人④公的年金などを受給している人⑤小規模な事業者の所得税・消費税(売上高5千万円以下)の申告をする人

※駐車場が狭いので、車での来場はできるだけご遠慮ください。



# 税の申告時に 控除が 受けられます

## 高齢者(65歳以上)の障害者 控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていない人でも、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象者となる場合があります。認定された人には障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します。

▼対象 平成18年12月31日現在(平成18年中に死亡した人は死亡時)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けていなくても6カ月以上臥床し、寝たきりの状態にあることが証明できる人であって、町の障害者控除認定基準に該

当する人

※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

▼交付申請 保険福祉課にある用紙で申請してください。

※認定書は、所得税の確定申告のときに障害者控除を受けるための資料です。申告のときに必ず持参してください。

※障害者手帳・療育手帳を持っている人は、その手帳で障害者控除を受けることができます。認定書の交付を受ける必要はありません。

▼問合せ先 役場保険福祉課 福祉係 ☎54・3111(内線145)

## 医療費控除用おむつ使用の 証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、前年に引き続き所得税の確定申告でおむつに係る費用の医療費控除を受けられます。

この申告が2回目以降の人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも認められます。

▼対象 介護保険の要介護認定(要支援1・2、要介護1〜5)を受けている人で、介護などの必要性があり主治医より尿失禁の可能性が高いと証明されている人。

▼申請方法 役場保険福祉課にある用紙で申請してください。

※初めておむつに係る費用の医療費控除を受ける年は、医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要です。

※おむつの領収書(名前・日付・金額が記載されている領収書)は、申告会場で必要です。

▼問合せ先 役場保険福祉課 介護保険係 ☎54・3111(内線140)



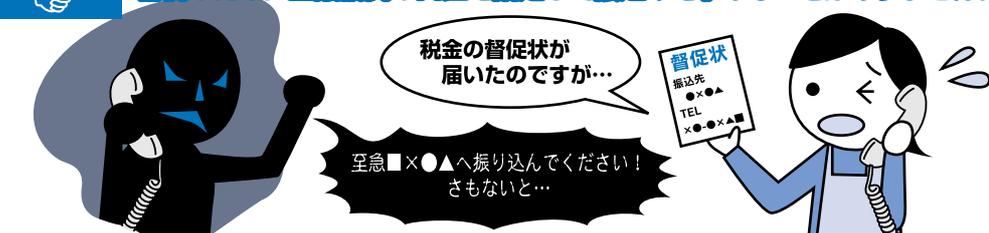
税務職員を装った不審な電話「振り込め詐欺」にご注意ください!

### CHECK! 還付金の受取のためにATMの操作を求められることはありません。



電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませる詐欺が発生しています!

### CHECK! 納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求められることはありません。



国税庁・国税不服審判所・国税局・税務署の職員を装い、税金の支払を求める詐欺が発生しています!

ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>